

# 「自然の権利」 基金



vol. 78 2017年10月1日

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟 ～米国ジュゴン訴訟～

事件報告 福井原発訴訟

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟 ～人権調査団～

期日情報

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

北川湿地に生きた生き物たち（最終回）

事務局より

事件報告 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟 ～米国ジュゴン訴訟～

2017年8月21日に、沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟について、米国第9巡回高等裁判所が原告側の主張をみとめる差し戻し判決を下しました。基地建設の差し止めをめぐる重要判断です。原告となっているJELF（日本環境法律家連盟）が声明を発表しましたので、ここに掲載いたします。みなさまのご支援のおかげで、ここまで進めることができました。ありがとうございます。引き続き、ご支援をお願いいたします。

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団 籠橋隆明

## 声 明 文

2017年8月28日

日本環境法律家連盟

理事長 池田直樹

1. 2017年8月21日、米国第9巡回高等裁判所は、辺野古基地建設に関し、原告らが、米国政府を相手として、NHPA違反の違法確認と建設関与の差止を求めていた裁判につき、原告適格等を否定した地裁判決を破棄し、審理を差し戻すとの判決を下した。

2. 2003年、日本環境法律家連盟(JELF)は、米国環境保護団体(Center for Biological Diversity/ CBD)と共同してNational Historical Preservation Act(NHPA / 国家歴史的財産保全法)に基づく訴訟をサンフランシスコ連邦地方裁判所に提訴した。NHPAは、世界遺産条約の執行法でもあることから、米国政府は、自国のみならず他国の文化財も保護する義務を負う。ジュゴンは日本の文化財保護法に基づく国の天然記念物であるから、米国政府は、辺野古基地建設に際し、NHPAに基づき適切なジュゴン保護手続きを行わなければならない。そこで私たちは、本訴訟を通じて、米国政府が、NHPAを遵守し、沖縄ジュゴン及び辺野古新基地周辺の自然的、文化的環境を保護することを求めてきた。

3. 2008年、サンフランシスコ連邦地方裁判所は、米国政府が辺野古基地建設に当たり行ってきたジュゴン保護



手続きは違法であるとする画期的な中間判決を下した。しかし2015年の同地裁判決は、米国政府による同時点でのジュゴン保護手続きの違法確認請求につき原告らの原告適格を否定し、また適切なジュゴン保護手続きを履行するまでは基地建設を差止ることを求めた原告らの請求に対しては、司法による政治介入を避ける政治問題の法理を理由に訴訟要件を否定し、いずれの請求についても却下したため、原告らは直ちに連邦第9巡回高等裁判所に控訴した。

このたび、同高等裁判所は、原告適格を認めた上で政治問題の法理は本件に適用されないとして、いずれの請求についても訴訟要件を認め、原審を破棄し原審への差し戻しを命じた。私たちは、法の正義を貫き実体審理への途を開いた今回の判決を歓迎する。

今後、地方裁判所で審理が再開されることになるが、米国政府によるジュゴン保護手続きが違法であったことは過去にも認められているところであり、差戻審においても、この点は揺るがないと考える。私たちは、米国政府のNHPA違反を根拠に、今後、差戻審において、米国政府にNHPAの遵守を求め、ジュゴン保護手続きが終了するまでの間、ジュゴンに直接影響有る行為を禁ずること、すなわち、日本国政府のキャンプシュワブに立ち入りに許可を与

え、基地建設行為に加担することを中止するよう、強く求めていく。

4. 辺野古沿岸部及び大浦湾は沖縄県内でもたぐいまれな自然度の高い地域であり、そのことはジュゴンの生息やアオサゴの巨大な群落が存在することにも象徴されている。日本環境法律家連盟（JELF）はかねてより、沖縄の豊かな自然的、文化的環境の保全を求めて辺野古基地建設の中止を求めてきた。

沖縄には日本全体のアメリカ軍専用施設の約70%が集中し、沖縄本島の18%を占めており、沖縄県は過重な負担を強いられている。更に新たな基地建設によって、環境破壊が進むことは、環境的正義に反するものであり、私たちはこれに断固反対する。

5. 私たちは、米国第9巡回高等裁判所の判決を受けて、沖縄における環境的正義を守り抜く決意を新たにするとともに、日米両国政府が、違法な辺野古基地開発を直ちに中止し、沖縄の自然的、文化的環境を守るための最善策をもとめて沖縄県、名護市、地域住民、環境保護団体、研究者など広範な意見を求めて真摯に対応することを求めるものである。

以上

## 事件報告 福井原発訴訟滋賀弁護団

### 福井原発訴訟（滋賀）のご紹介

1 滋賀県は、若狭湾に集中する原発群からの距離が近い。60km圏には琵琶湖がすっぽり入るし、北部は30km圏内である。しかし、福島原発事故前、滋賀県内で若狭湾岸の原発に反対する市民運動が活発に取組まれていたと言いが難かった。福島原発事故は、滋賀県民の危機意識に火をつけた。若狭湾の原発が事故を起こせば、自分たちが路頭に迷いかねないだけでなく、近畿1400万人の水がめである琵琶湖が駄目になる。滋賀県民は、琵琶湖の環境保全運動を通じてもともと環境に対する意識は高く、行動も早かった。福島原発事故後、県内各地で原発に反対する市民運動が立ち上がり、早くも、2011年8月2日に、次の裁判を申し立て、今日までに、次の～の裁判を闘ってきた。

原発運転禁止仮処分申立（大津地裁）2011年8月2日申立て。対象は、関西電力の原発のうち、当時定期検査中であった7機（なお紆余曲折を経て、最終的に、大飯3、4号機、高浜3、4号機に絞られた。）。2014年11月27日却下決定（確定）

原発運転禁止仮処分申立（大津地裁）2011年11月8日申立て 対象は日本原電の敦賀1、2号機 2014年9月取り下げ

大飯原発の定期検査終了証交付処分取消請求訴訟（大阪地裁）2012年3月14日提訴、同年12月20日判決（却下）控訴したが、大阪高裁は、2013年6月28日控訴棄却の判決を言い渡した。（確定）

原発運転禁止仮処分（大津地裁）2015年1月30日申立て 対象は高浜3、4号機、2016年3月9日認容決定、同年7月12日、大津地裁は関西電力の異議申立てに対し、仮処分認容決定、関西電力保全抗告、2017年3月28日、大阪高等裁判所で原決定取消、

申立て却下決定（確定）

原発運転差止め請求訴訟（大津地裁）2013年12月24日提訴、対象は関西電力の原発のうち廃炉が決まっていないもの全部（大飯1～4号機、高浜1～4号機、美浜3号機）現在審理中

2 の却下決定は、原発の安全性については疑問を述べながらも、原子力規制委員会による設置変更許可がなされていない段階では、保全の必要性がないことを理由とするものであった。そこで、私たちは、この却下決定に即時抗告するのではなく、設置変更許可が出た段階で新たな仮処分を申し立てようと考え、の仮処分を申し立てたのであった。の認容決定（山本善彦裁判長）は、現実稼働していた原発の運転を停止させたという点においても、原発の隣接県の裁判所が、隣接県の住民の申立てによって原発の運転の差止を命じたという点でも、画期的なものであった。福井地裁の樋口英明裁判長がした高浜3、4号機の運転禁止仮処分決定が同地裁の異議審で取り消された直後だったこともあり、全国で脱原発を希求している多くの市民に大きな励ましと希望を与えた。これに対し、山本決定を取り消した大阪高裁決定は、原子力規制委員会や関西電力の言い分をそのまま採用し、結論ありきの決定と言わざるを得ないものであった。

3 私たちは、現在大津地裁で係属している本訴（上記）に注力し、是非、勝訴判決を勝ち取り、琵琶湖を守り、子どもたちに対し、少しでも安心できる環境を残したいと考えている。

なお、私たちの闘いの詳細は、次のサイトをご覧ください。

<http://www.nonukesshiga.jp/>

（文）福井原発訴訟滋賀弁護団  
弁護士 井戸謙一





## 沖縄県辺野古、キャンプ・シュワブ・ゲート前、 人権調査団（第1次）の報告

### 第1 沖縄県をめぐる状況と企画の趣旨

1 キャンプ・シュワブ・ゲート前における座り込みは、沖縄県の地方自治が国によって踏みにじられている現状において、新基地建設に反対の声を上げる沖縄県民の声を代弁する極めて重要な表現行為です。

しかしながら、このように重要な意味を持つ表現行為に対して権力の濫用による、弾圧が行われています。

2 そのため、ジュゴン弁護団とJELF（日本環境法律家連盟）は、ゲート前の人権侵害の実態を明らかにするため、7名の弁護士による実態調査（第1次）を実施しました。

### 第2 第1次人権調査の報告

#### 1 現地の人権侵害状況

キャンプ・シュワブ・ゲート前では、工事が休みの日を除いて、ほぼ毎日数十名程度の人数での座り込みが続いています。

機動隊はゲート前に数十名で到着すると、一応の警告を行い、座り込みを止めなかった場合、1人につき、3、4名の機動隊員がつき、2人は外側からねじるように腕を取り、別の機動隊員が足を取って身体を浮かせ、人間を物を運搬するかのようには運搬して排除します（写真参照）。

座り込みの場所から地面に転がされる人、地面を這いずりまわって抵抗した結果、徹底的に制圧されて運搬される人など、様々です。



写真 ゲート前の国道を挟んで反対側の歩道で、マイクを握って、機動隊員の暴力を非難していた男性も強制排除・運搬されました。

このようにして強制排除・強制運搬行為後、歩道上に設置されている鉄柵の中に、運び込み、鉄柵の両端を警察車両と機動隊数十名で立ちはだかり、日差しを遮るものもない、劣悪な環境に監禁していきます。



写真 鉄柵と警察車両、機動隊の人間の檻を利用した監禁行為。

監禁行為は、ゲート前で座り込みをする人が全て排除され、全てのダンブがゲート内に入り終わるまで続けられます。

このような強制排除、監禁が、ほぼ連日、1日に3回程度行われています。

#### 3 人権調査アンケート結果

総数277名(集計済みのものは207名分)のアンケートを取ることが出来、壮絶な集計結果となりました。「機動隊による強制排除を受けた」人は、207人中190人、「強制排除の際、暴力があった」人は149人、その暴力の内容としては、「腕をひねる、ねじる、強くつかむ」90人、内「内出血、捻挫、あざになった」42人(内骨折1人)、「殴られた」5人、「蹴られた」5人、「胸ぐらを掴む」、「押し倒す」が各2人となりました。

ジュゴン弁護団とJELFでは、青年法律家協会など憲法擁護を掲げる法律家団体と共催することにより、第2次調査を予定しています。係属中のジュゴン訴訟とともに、これからもご支援をよろしく願います。(本稿は青年法律家協会弁護士学者合同部会発行「青年法律家」559に掲載の原稿をもとに記事を縮小させたものです。)

以上

(文・写真) 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団  
弁護士 都築さやか

### 上関「自然の権利」基金訴訟カンパのご報告とお礼

今年2月にご報告した“2016年中に集まった上関「自然の権利」訴訟カンパ”について、同年6月に弁護団へ振込をいたしました。実に多くの方から寄付していただき、経費を差しひいても、99万円ほどになりました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

連載

# 命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

## 精霊トンボの郡飛

お盆過ぎの草刈り仕事は楽しい。暑い中にも盆前のむし暑さからの解放感もあるが、何よりも中山間地農業に付き物の虫刺されからの解放にある。草刈りで沸き立つ虫を食べようと精霊トンボ（薄羽黄トンボ）が大集合し、百姓の身边を飛び回ってブヨや蚊を捕えてくれるのである。その数は半端ではない。

福津農園の屋外のポットン式トイレでは、この頃コバエがよく発生する。便器のフタを開けるとワァと数十匹が飛び立つ。フタのすき間から出てドアのガラス窓に止まっていたやつと一緒に大空に向かって一斉に飛び立つ。しかし束の間の自由の先に精霊トンボ軍団が待っている。水平のUターンから垂直にある者は斜めに見事に上下飛行し、コバエをキャッチし食べる。目にも留まらぬトンボ返りの真骨頂！この捕獲飛行は、速くて上手を超えて、芸術である。私は用を足すのを忘れてしばし見とれる。一定の激しくも整然とした精霊トンボの飛翔が時に乱れることがある。ギンヤンマ、オニヤンマやシオカラトンボの参戦である。

田舎の百姓仕事や暮らしの負の面を正に変える力となるトンボたちの群飛が見られるのも、トンボたちを育む田んぼ、溜池、水路など人里の自然環境が健全に保たれていればこそである。

（文）福津農園 松沢政満



精霊（ウスバキ）トンボ：稲の葉などにぶら下がるようにとまる



オニヤンマ：木の葉などにぶら下がるようにとまる

シオカラトンボ



## 期 日 情 報

応援をよろしくお願いたします。

### 【核燃サイクル阻止】青森地方裁判所

12月8日 13:30~ 口頭弁論

（高レベル裁判、再処理裁判ともに）

### 【白保 新石垣空港】

・事業認定取消訴訟（最高裁） 上告棄却

・完成検査合格処分取消訴訟（最高裁）

2017年2月28日 上告棄却

### 【上関原発】山口地方裁判所

11月30日 10:00~16:00

### 【泡瀬干潟】最高裁 上告中

### 【えりもの森】札幌地裁

10月10日 10:30~ 口頭弁論

### 【亀岡駅北&スタジアム問題】京都地方裁判所

9月20日 10:30~

### 【福井原発訴訟】大津地方裁判所

原発運転差止請求事件 10月10日 14:30

### 【有明】

・小長井・大浦漁業再生（福岡高等裁判所）

2015年3月1日 上告中

・開門阻止（福岡高等裁判所）

控訴中 期日未定

・小長井・大浦漁業再生〔第2陣・第3陣〕（長崎地方裁判所）

10月30日 14:00~ 口頭弁論

・請求異議訴訟

9月21日 13:30~ 弁論準備

・開門差止仮処分（保全抗告）（福岡高等裁判所）

9月21日 上記終了後 審尋期日

### 【馬毛島】鹿児島地方裁判所

10月12日 弁論準備手続

### 【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】京都地方裁判所

10月12日 11:00~ 弁論準備



# 利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

みなかみ地域エネルギー推進協議会は、5月18日の総会で4年間の活動に終止符を打った。

3回開催した「みなかみ地域エネルギーフェスタ」は延べ400人余りの参加者があり、地域で再生可能エネルギーの重要性を共有した。また連続10回に及ぶ学習会は、バイオマスエネルギーでは日本の先端を行く講師陣をお迎えして最新情報だけではなくファイナンスやコジェネシステム・再生エネの機器能力・技術・システムや森林循環など幅広く学習した。

特筆すべきは民官一体となって取り組んだことである。みなかみ町は「地エネ」の活動を支援するために、後半2年間一般会計に100万円/年の活動費を組み込んだ。4年間で担当部署が環境課 農政課 環境政策室(総務課) 環境政策室(生活水道課)と変転したが、その時々担当課に地域エネルギーの意義と民間の取り組みの熱意を伝え、行政の中に協力者を増やして行けた。民間と行政との人間関係が広がり深まったことは4年間の活動の大きな財産となっている。

地元企業によるキャニオンズへの薪ボイラー導入事業はみなかみ町の薪ボイラー事業に先行して開始された。薪の原木(針葉樹)の集荷が始まり、薪つくりの準備も整った。ドイツ製の薪ボイラーも10月には到着する。2017年がバイオマスエネルギー元年となる。

(文・写真) 有限会社建築工房無有 代表取締役 河合純男



流失していた宝が地域で輝く薪つくり



## マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

例年になく「じんぶん学校」を訪れる方が多かったこの夏、案内したお一人お一人との時間をゆっくり振り返る間もなくやんばる・ヌーフアの森と海を行き来していました。ヘトヘトになっても、ヌーフアへ入ると途端に全身にエネルギーが巡り、自然の恵みで心がすっきり満たされるから不思議です。大自然に癒されながら、教えられながら、その一部となってくらし、働けるといのはなんと幸せなことだとつくづく感じています。

4歳になった息子は、父ちゃんや母ちゃんと毎回一緒に海に出かけてシュノーケリングを覚えました。時々釣り上げるオグロトラギスは、似た色の砂の上にじっと留まって目をキョロキョロさせてこちらを見ていること。様々な形をした色とりどりのサンゴは、太陽の光が届くと美しく輝くこと。ムラサメモンガラカワハギの赤ちゃんは親とまるで同じ格好をして、小さな体で小さな巣穴を出たり入ったり忙しく泳ぎ回っていること。そんな一つ一つの「オレとつながる海」を目で見、全身で感じて、まるごと受け入れている様子を見ると、“未来のために守らなければならない大切なもの”がますます鮮明になってきます。

そんな忙しさが間もなく一段落するという8月22日の朝、ヌーフアへ入り込んでいた私に米国ジュゴン訴訟「ジュゴン勝利！」の大ニュースは突然届きました。ジュゴンがくらせる大浦湾の海は人類の財産！そのことがアメリカの司法で認められたというのは、穏やかに命がつながりあう地球の未来へ向けた大きな大きな一歩。大浦湾の海に希望の光がさした夏でした。

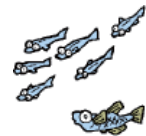


(文・写真) 島袋安奈

ヌーフアの森から海を望む風景

# 北川湿地に生きた生き物たち 第6回(最終回) 北川湿地 Forever

場所は神奈川県三浦市三戸、いまは開発により残土処分場で埋め立てられ、かつての神奈川県最大規模の湿地は失われました。このコーナーでは、そこに棲んでいた生き物たちにスポットをあてて、なくしたものの大きさを考えたいと思います。このコーナーは今号が最終回になります。



連載最終回にあたり、あらためて現在の谷戸底を見てきました。入り組んで湿潤だった谷戸底は、広大な乾いた土地に変わり果てていました。清らかな流れにミナミメダカが泳ぎ、チャイロカワモズクが揺れていた北川。夏の青空にハンゲショウの白い葉が輝き、斜面林ではエビネなどのランが咲き誇って、ほうき星のようなゲンジボタルやプラネタリアムのようなヘイケボタルが幻想的だった湿地。毎年、秋には、ミゾソバやシロバナサクラタデなどのタデ科の花々が、地味ながらも可憐な花の絨毯を広がっていました。これらのすべてが失われてしまいました。しかし、私たちは忘れません。ここに湿地があったことを。生き物たちの営みがあったことを。

「失われた北川湿地」は、北川湿地に生きた生き物と私たちの活動の「記録」として制作しました。そして、できれば人々の「記憶」に残って欲しいと願い、「北川湿地Forever」という歌をつくりました。You Tubeでご視聴いただくことができます。「つながれ命」という歌も、理不尽に失われていく生きものの命のために作りました。「Nazejar」で検索してみてください。

長い間、お読みいただきありがとうございました。これからも、ともにがんばりましょう。

(文)三浦・三戸自然環境保全連絡会 横山一郎



秋の絨毯をつくっていたシロバナサクラタデ  
2007年10月7日鈴木元和撮影



埋め立てられていく谷戸底  
2017年8月5日横山一郎撮影

## 事務局より

日に日に秋も深まってまいりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。今号は、2017年最後の通信になります。支援してくださっている皆様に、あらためて心より感謝申し上げます。

また、連載「北川湿地に生きた生き物たち」が今号で最終回になります。身近にみる機会がどんどん失われている「身近な動植物」を守る、その大切さを考える機会になりました。三浦・三戸自然環境保全連絡会の横山一郎様、約2年間、本当にありがとうございました。

最後になりますが、今年も「自然の権利」基金応援団の通信販売がはじまります！変更部分もございますので、くわしくは同封チラシをご覧くださいませようお願い申し上げます。



ひとつの地球！  
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.78

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennohenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 「自然の権利」基金